

第2章 第一種事業の目的及び内容

2.1 第一種事業の目的

東日本大震災の経験を経て、わが国では国民全般にエネルギー供給に関する懸念や問題意識がこれまでになく広まったため、エネルギー自給率の向上や地球環境問題の改善に資する再生可能エネルギーには、社会的に大きな期待が寄せられている。

令和6年に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」においては、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する方針が引き続き明確に示されるとともに、電源構成における再生可能エネルギー比率の更なる向上が掲げられている。その中で風力発電は、大規模導入が可能であり、コスト低減及び供給力確保の観点からも重要な電源と位置付けられ、陸上風力及び洋上風力の導入加速が求められている。

秋田県では、「秋田県環境基本条例」（平成9年秋田県条例第60号）に基づき、令和3年3月に今後の環境施策の道標となる「第3次秋田県環境基本計画」を策定しており、目指すべき環境像を「豊かな水と緑あふれる秋田 ～みんなで持続可能な社会を目指して～」としている。また、平成29年3月に「第2次秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定し、令和12（2030）年度における温室効果ガス排出量の削減目標を平成25（2013）年度比54%削減に設定している。加えて、新エネルギー関連産業を新たなリーディング産業とするため、平成23年5月に「秋田県新エネルギー産業戦略」、平成28年3月には「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」、令和4年3月に「第2期秋田県新エネルギー産業戦略（改訂版）」を策定し、風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を進めている。

由利本荘市は、「由利本荘市環境基本条例」（平成23年由利本荘市条例第4号）に基づき、豊かな環境を保全し、次世代に継承するために、より実現性の高い環境政策に取り組む基本的な方向を示す計画として、令和5年に「第二次由利本荘市環境基本計画」を策定し、「人と自然が共生する住みよい環境の都市」実現のための基本方針として、脱炭素と資源循環を示している。また、自主的かつ適正に再生可能エネルギー発電設備の設置・管理を行うとともに、法令等の事前確認や届出等を徹底することにより、地域との共生及び市民の安全で安心な生活環境が保全されることを目的として、令和7年に「由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」を策定し、発電設備の設置及び管理において遵守すべき事項を示している。

秋田市は、環境の保全と創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和5年に「秋田市環境基本計画」を策定しており、基本目標として、脱炭素社会の構築を示している。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」に基づき、令和3年6月に「秋田市地球温暖化対策実行計画」を策定し、脱炭素社会の実現を目的に、2013年度から2030年度までに温室効果ガス純排出量を50.1%に削減することを表明している。加えて、令和6年3月に「秋田市新エネルギービジョン」を策定している。同ビジョンでは、「新エネルギー関連産業の集積地づくりとクリーンエネルギーの地産地活の実現」を基本理念として掲げており、実現に向けた基本方針として、「風力発電等を活用した関連産業の振興」、「クリーンエネルギーの地産地活」及び「市域内の新エネルギー導入促進」を位置付けている。また、風力発電を含む有望なエネルギーを「新エネルギー（クリーンエネルギー）」と定義しており、同ビジョンの推進を通じて、地球温暖化対策実行計画における目標値として示された、2030年度までに再生可能エネルギー導入量を398,000kW増加させるとの目標に対し、さらなる上積みを図ることとしている。

本事業は、上記の社会情勢に鑑み、再生可能エネルギーを利用した発電事業を行うことで、我が国のエネルギー自給率の向上や地球環境問題の改善に寄与し、地域に対する社会貢献を通じた地域の振興に資することを目的とする。

2.2 第一種事業の内容

2.2.1 第一種事業の名称

(仮称) 岩城・雄和風力発電事業

2.2.2 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類

風力(陸上)

2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力

現段階においては、以下の3通りの出力で検討している。

①風力発電所出力 : 138,600kW

風力発電機の単機出力 : 4,200kW

風力発電機の基数 : 33基

②風力発電所出力 : 136,500kW

風力発電機の単機出力 : 6,500kW

風力発電機の基数 : 21基

③風力発電所出力 : 136,000kW

風力発電機の単機出力 : 8,000kW

風力発電機の基数 : 17基

2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積

1. 事業実施想定区域の概要

(1) 事業実施想定区域の位置

秋田県由利本荘市及び秋田市(図2.2-1参照)

(2) 事業実施想定区域の面積

約1,040ha

(その内、道路拡幅範囲を除いた、風力発電機の設置を検討する範囲の面積 : 約1,024ha)

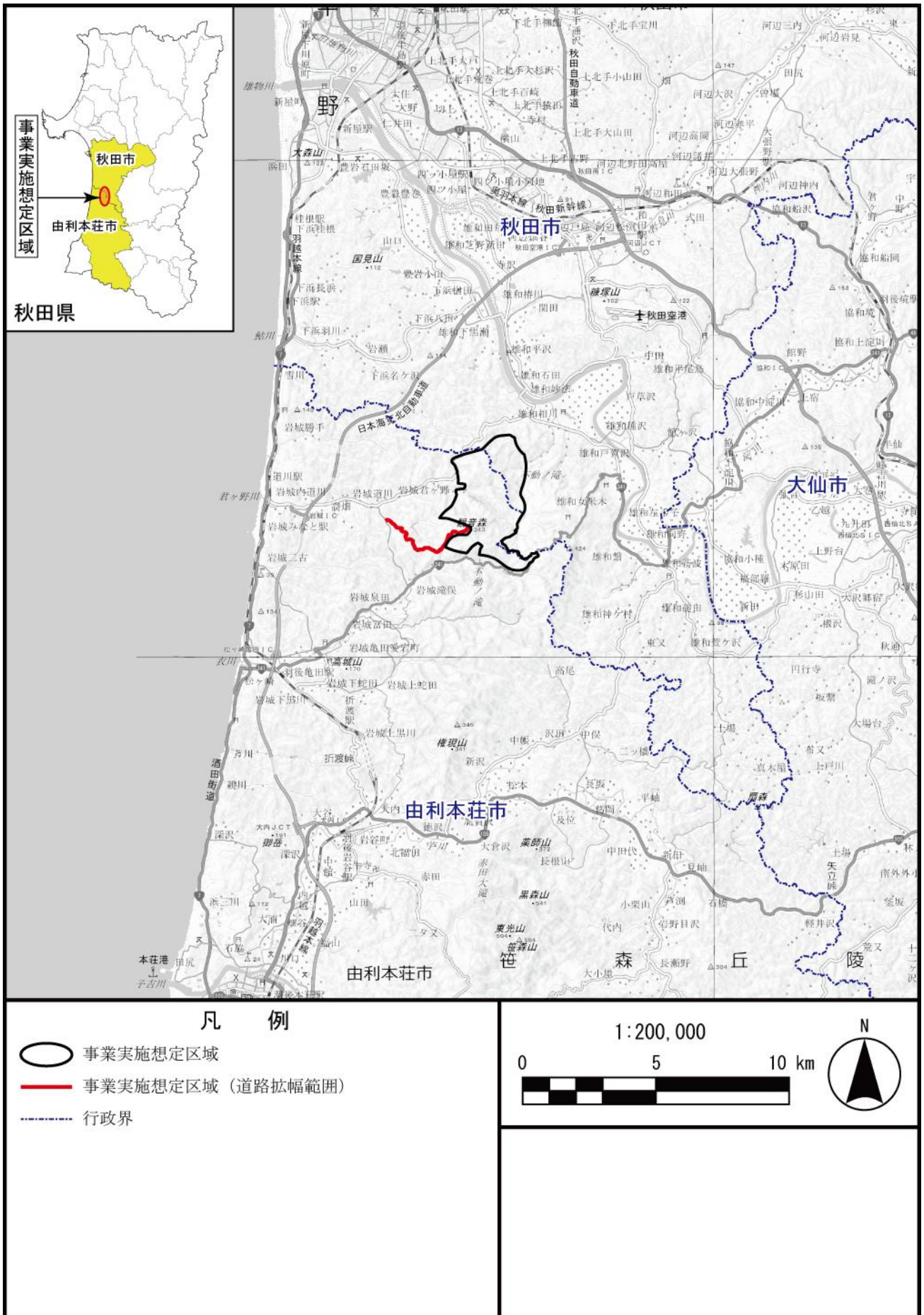


图 2.2-1(1) 事業実施想定区域（広域）

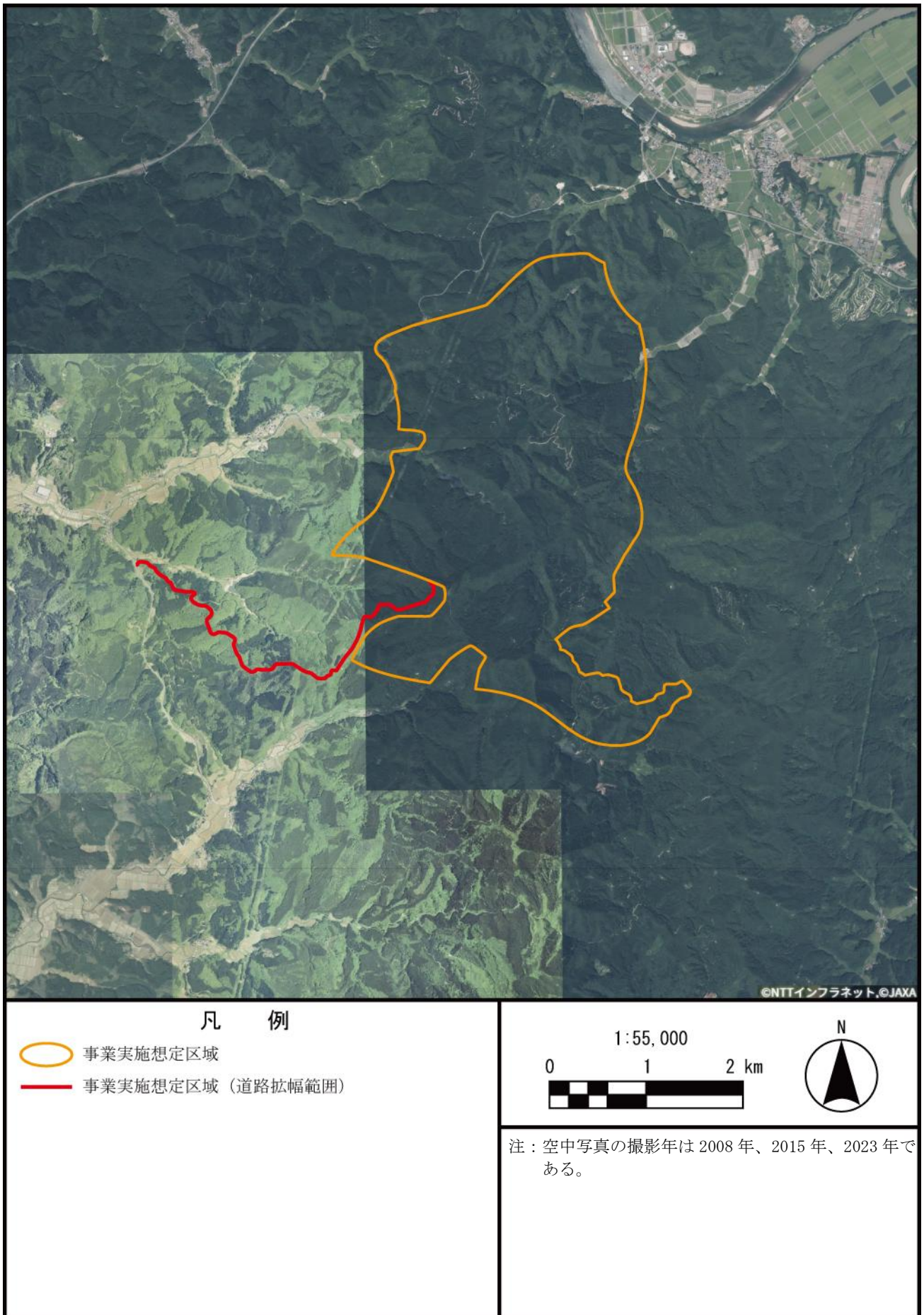


図 2.2-1(2) 事業実施想定区域 (空中写真)

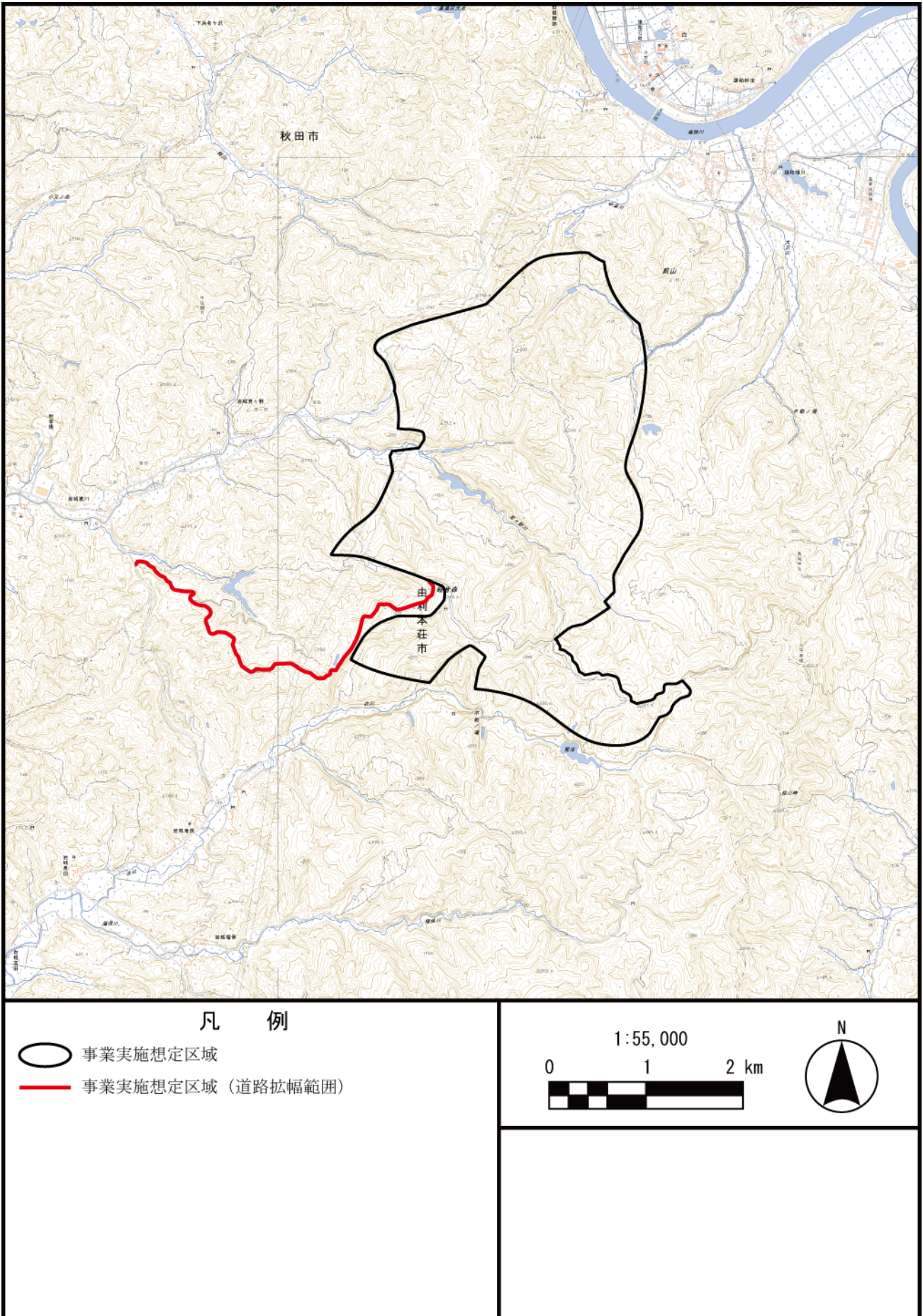


图 2.2-1 (3) 事業実施想定区域

2. 事業実施想定区域の検討手法

(1) 基本的な考え方

事業実施想定区域の設定に当たっては、検討対象エリアを設定した上で、風況条件、社会インフラ等の整備状況、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所、他事業の状況を確認し、事業実施想定区域の絞り込みを行った。検討フローは図 2.2-2 のとおりである。

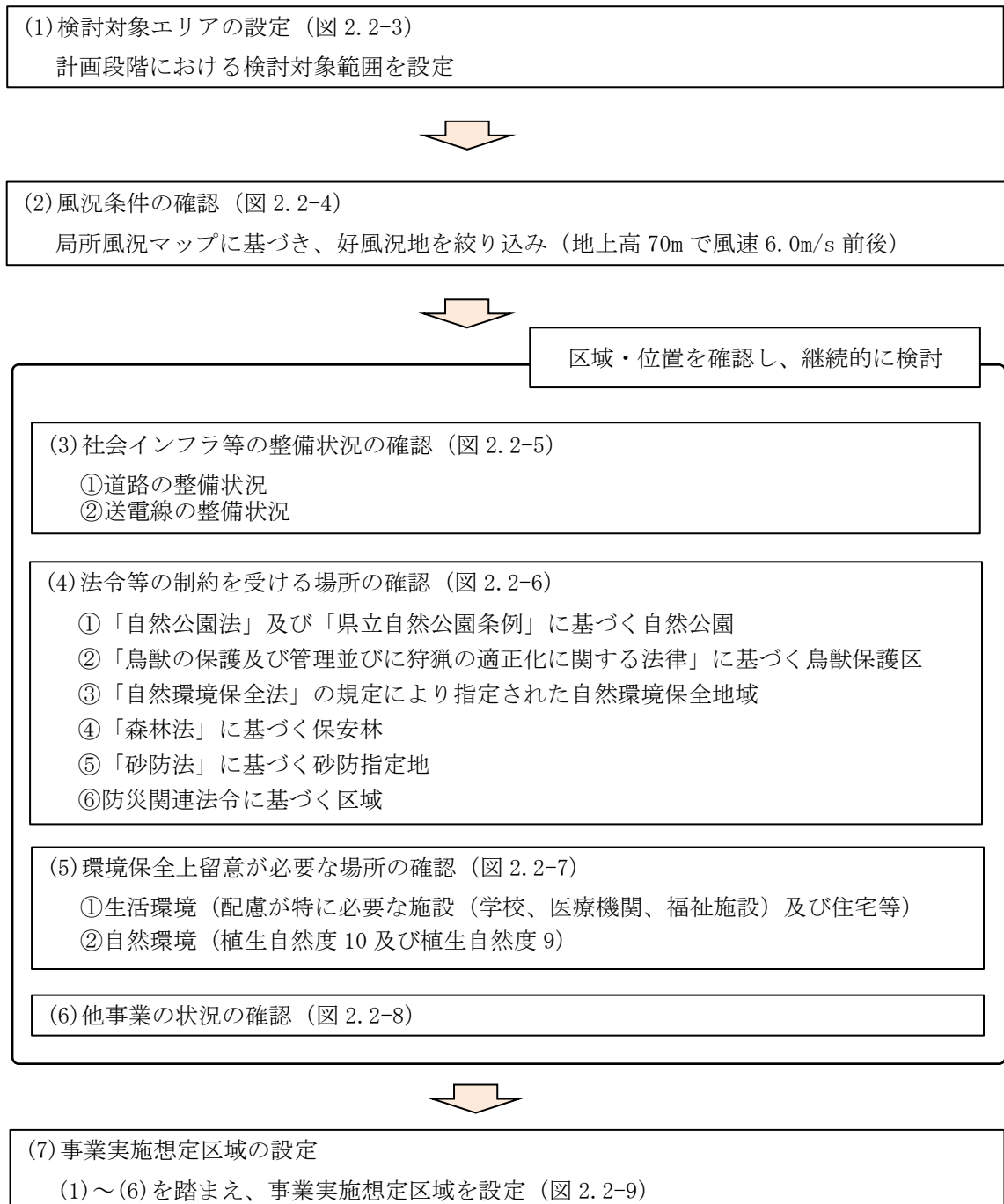


図 2.2-2 事業実施想定区域の検討フロー

3. 事業実施想定区域の設定根拠

(1) 検討対象エリアの設定

本事業は、「第2期秋田県新エネルギー産業戦略（改訂版）」（秋田県、令和4年）に掲げられた再生可能エネルギー導入の新目標達成に寄与するものと考えており、風況、輸送可能性、系統連系距離・空き容量、地形の勾配等を考慮し、当該エリアがこれらの要件を充足していることから検討対象エリアとして選定した。検討対象エリアは図2.2-3のとおりである。

(2) 風況条件の確認

NEDO（国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）による「局所風況マップ」によれば、風況の状況（地上高70m）は図2.2-4のとおりであり、検討対象エリア内の年平均風速が6.0～8.5m/s程度という好風況地がある。

(3) 社会インフラ等の整備状況の確認

① 道路の整備状況

検討対象エリアの道路の整備状況は図2.2-5のとおりである。日本海東北自動車道、一般国道341号、主要地方道9号（秋田雄和本荘線）、主要地方道44号（雄和岩城線）、主要地方道46号（秋田空港線）等が存在し、工事用資材等及び風力発電機の輸送路としての使用を検討する。また、当該エリアには林道が複数存在し、これら既存林道を活用することにより、道路の新設による改変面積を低減することが可能である。

② 送電線の整備状況

検討対象エリアの送電線の整備状況は図2.2-5のとおりである。既存の送電網があることから、発電した電力の連系が可能である。

(4) 法令等の制約を受ける場所の確認

① 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園

検討対象エリアには、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「秋田県自然公園条例」（昭和 33 年秋田県条例第 38 号）に基づく自然公園はない。

② 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

検討対象エリアには、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく「道川鳥獣保護区」及び「高尾山鳥獣保護区」が指定されている（図 2.2-6）。鳥獣保護区が指定されている区域については、可能な限り検討対象エリアから除外した。検討対象エリアから除外できなかった区域については、取付道路として予定している既設林道周辺であり、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、調査、予測及び評価の結果を踏まえた適切な施工計画を立案することを前提に、関係機関と協議を行う。

③ 自然環境保全法の規定により指定された自然環境保全地域

検討対象エリアには、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「秋田県自然環境保全条例」（昭和 48 年秋田県条例第 23 号）に基づく自然環境保全地域はない。

④ 森林法に基づく保安林

検討対象エリアには、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき、保安林が指定されている（図 2.2-6）。保安林が指定されている区域については、現段階で可能な限り検討対象エリアから除外した。検討対象エリアから除外できなかった区域については、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、保安林機能を維持することを前提に、関係機関と協議を行う。

⑤ 砂防法に基づく砂防指定地

検討対象エリアには、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地が指定されている（図 2.2-6）。砂防指定地が指定されている区域については、現段階で可能な限り検討対象エリアから除外した。検討対象エリアから除外できなかった区域については、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、砂防指定地としての機能を維持することを前提に、関係機関と協議を行う。

⑥ 防災関連法令に基づく区域

検討対象エリアには、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている（図 2.2-6）。そのため、これらが指定されている区域を検討対象エリアから除外した。

(5) 環境保全上留意が必要な場所の確認

① 生活環境（配慮が特に必要な施設及び住宅等）

検討対象エリアには、配慮が特に必要な施設及び住宅等が存在している（図 2.2-7(1)）。検討対象エリアにおいて、下記のとおり検討した。

- ・住宅等については、「由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン」（由利本荘市、令和 7 年）を参考に、住宅等からは水平距離で地上とブレードの最高点との長さの 3 倍以上である 618m 以上の離隔となるように、現段階で最大限可能な離隔距離である、約 0.9km の離隔を確保できるよう検討した。
- ・配慮が特に必要な施設については、現段階で最大限可能な離隔距離である、約 2.1km の離隔を確保できるよう検討した。

② 自然環境（植生自然度 10 及び植生自然度 9）

検討対象エリアには、植生自然度 10 及び植生自然度 9 の自然植生が分布している（図 2.2-7(2)）。そのため、これら自然植生の区域を検討対象エリアから除外した。

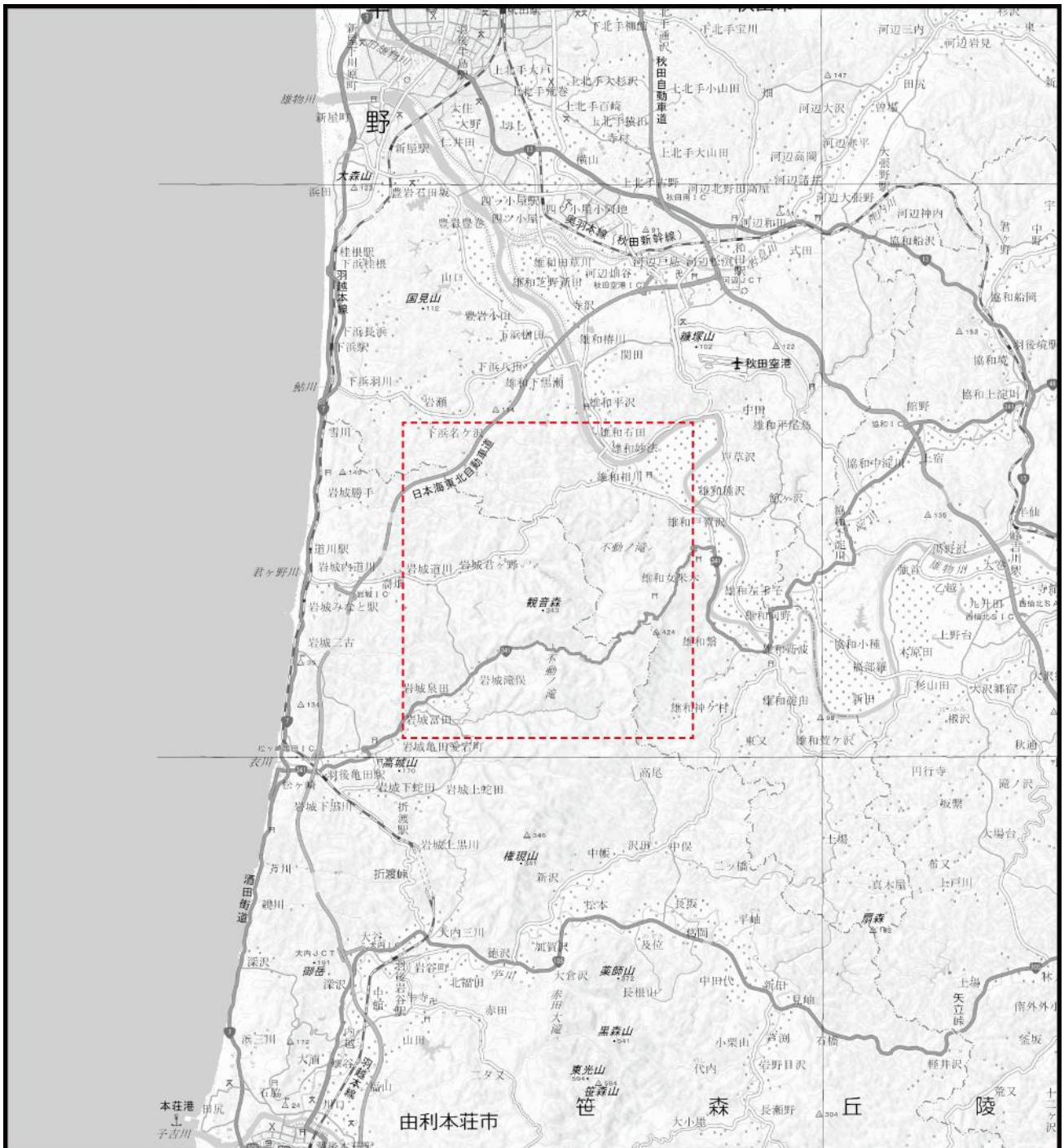
(6) 他事業の状況の確認

検討対象エリアには、（仮称）秋田由利本荘ウィンドファーム事業（コスモエコパワー株式会社）及び（仮称）由利本荘岩城風力発電事業（株式会社レノバ）が存在している（図 2.2-8）。他事業が検討されている区域については、現段階で可能な限り検討対象エリアから除外した。検討対象エリアから除外できなかった区域については、今後、事業計画の熟度を高めていく過程で、他事業者と協議を実施する。

(7) 事業実施想定区域の設定

「(1) 検討対象エリアの設定」から「(6) 他事業の状況の確認」までの検討経緯を踏まえ、図 2.2-9 のとおり事業実施想定区域を設定した。

なお、事業計画の検討に当たっては、地元自治体や関係機関、地元自治会等の関係者と協議を実施しながら進めており、引き続き、関係者に対して丁寧な説明と協議を継続した上で、事業を具体化していくこととする。



凡 例

検討対象エリア

1:200,000

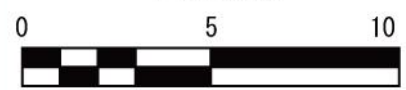


図 2.2-3 検討対象エリア

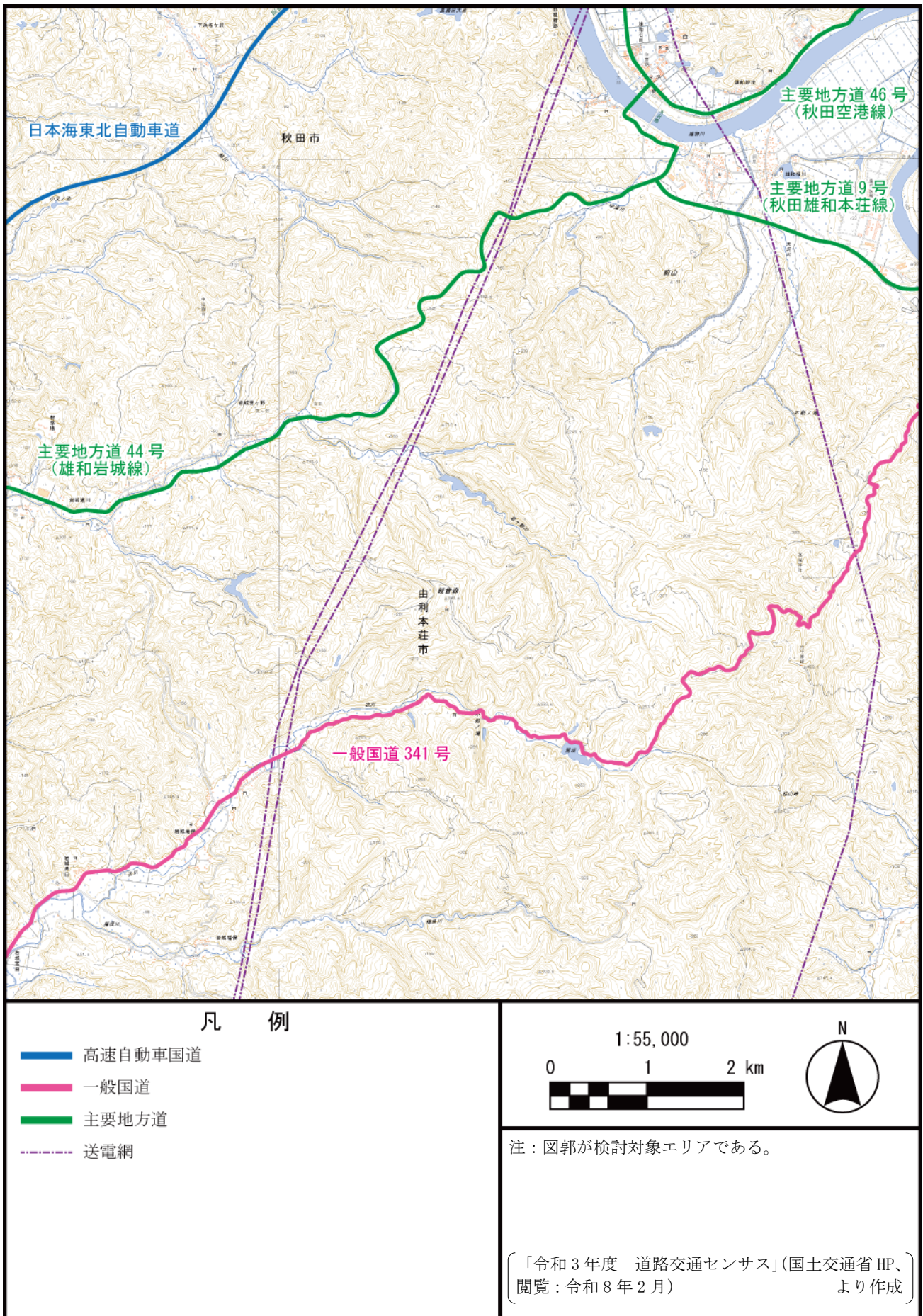


図 2.2-5 社会インフラ等の整備状況

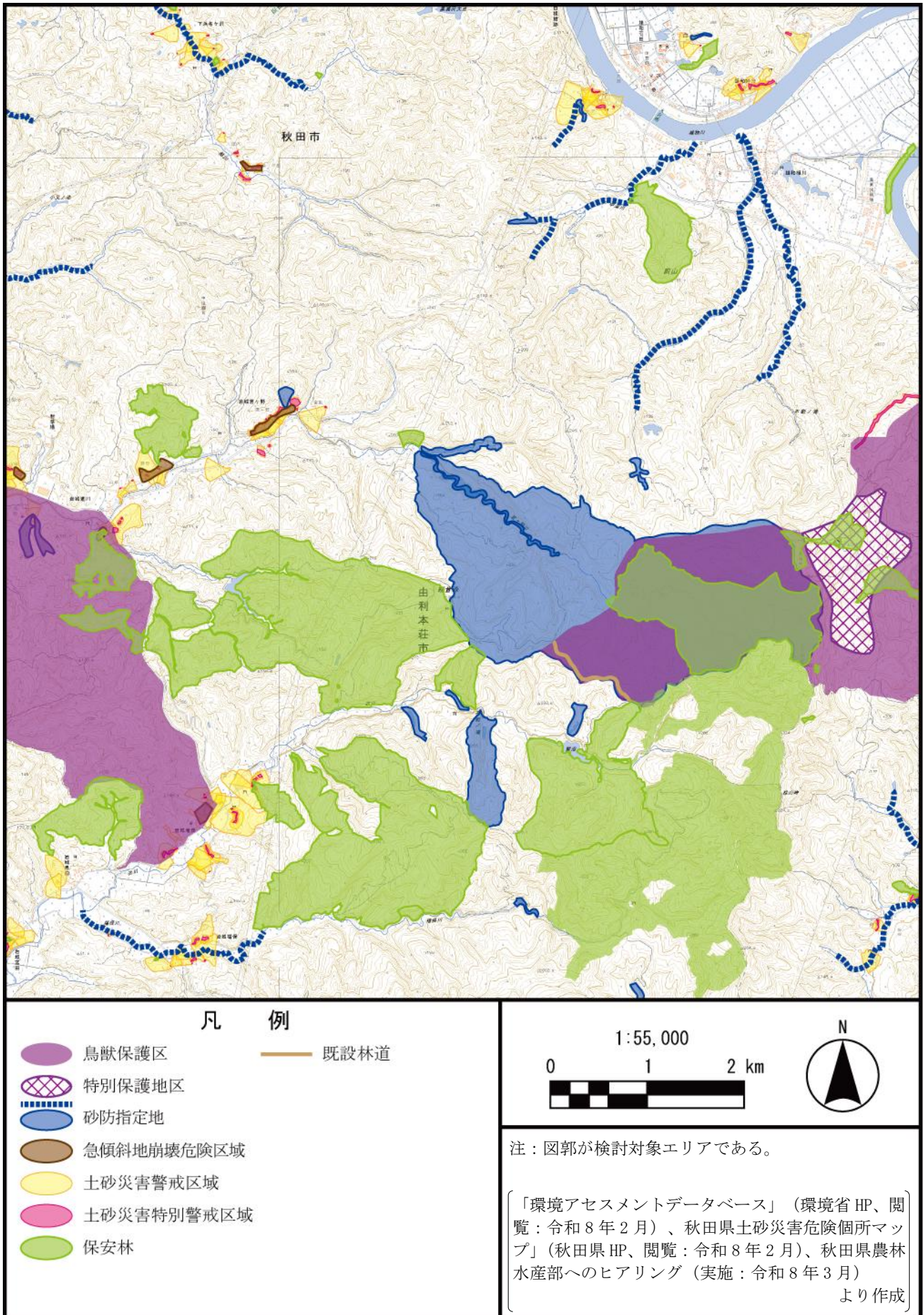
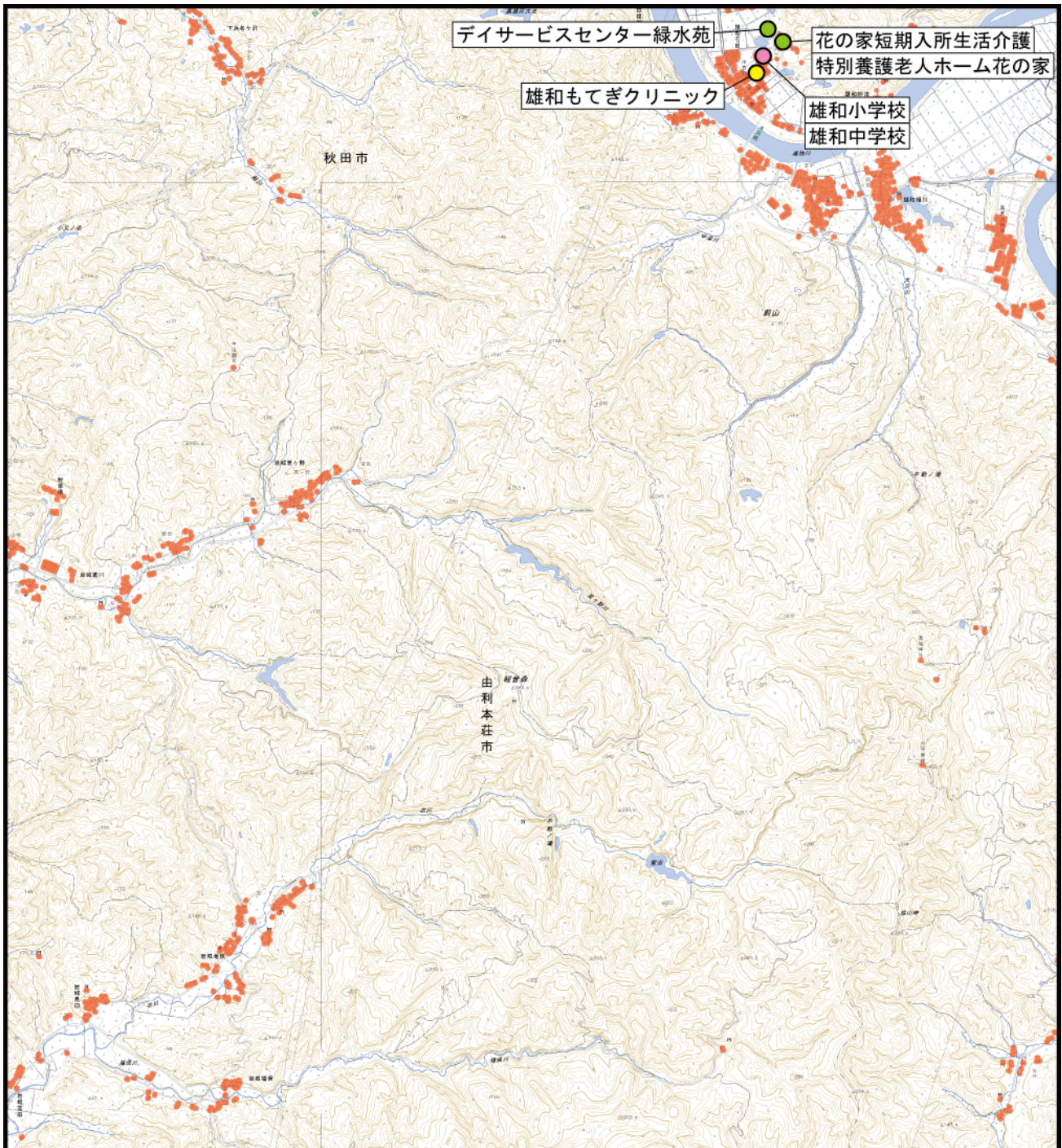


図 2.2-6 法令等の制約を受ける場所（鳥獣保護区及び防災関連法令に基づく区域）



凡 例

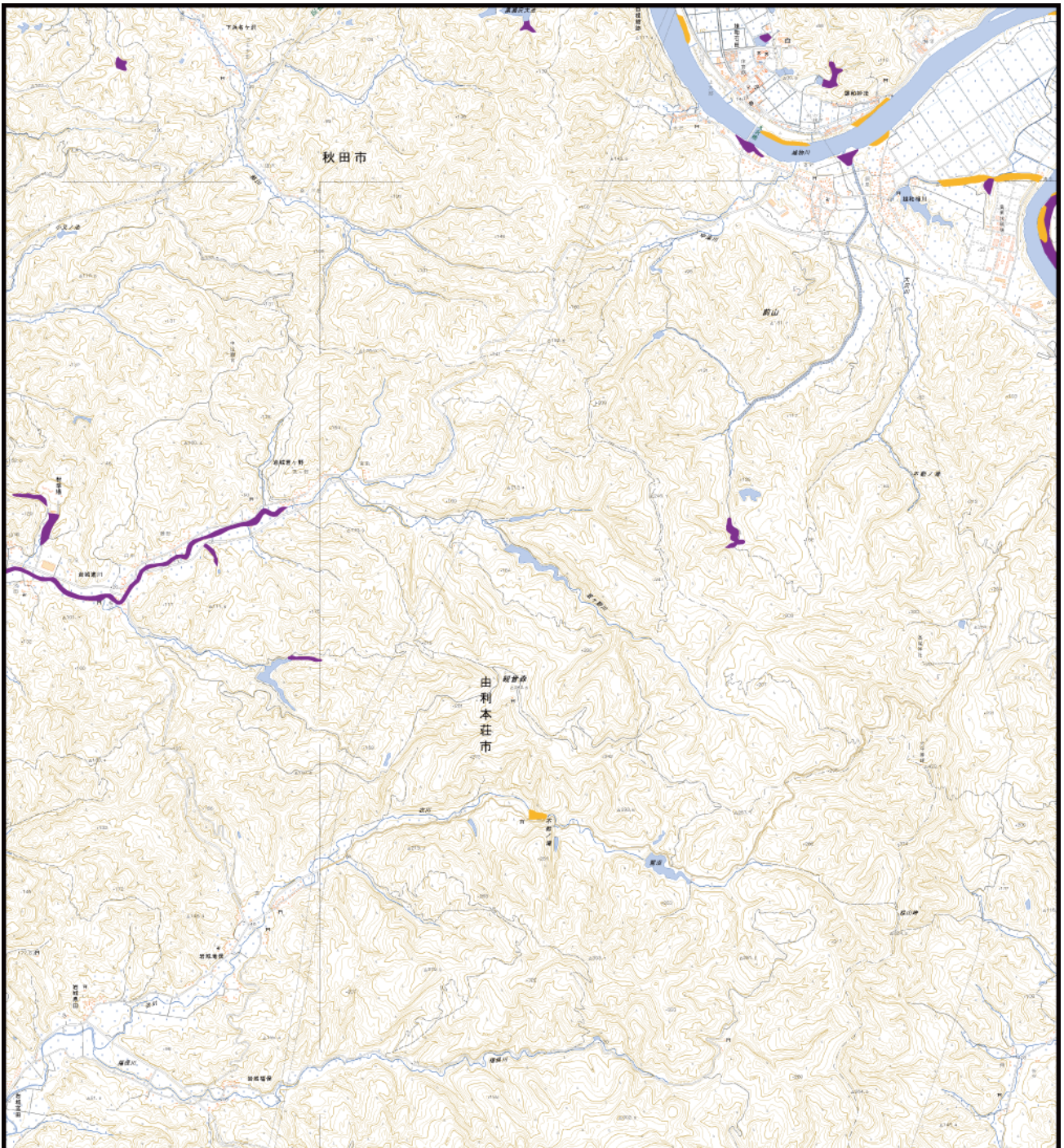
- 学校
- 医療機関
- 福祉施設
- 住宅等



注：図郭が検討対象エリアである。

「学校教育系施設」(秋田市HP)、「医療情報ネット(ナビイ)」(厚生労働省HP)、「介護事務所・生活関連情報検索」(厚生労働省HP)、(各HP、閲覧：令和8年2月)
 「ゼンリン住宅地図 由利本荘市③[岩城]」、「ゼンリン住宅地図 秋田市①[南部]、秋田市③[河辺 雄和]」(株式会社ゼンリン)より作成

図 2.2-7(1) 環境保全上留意が必要な場所
 (配慮が特に必要な施設及び住宅等)



凡 例

植生自然度

● 植生自然度10

● 植生自然度9

1:55,000



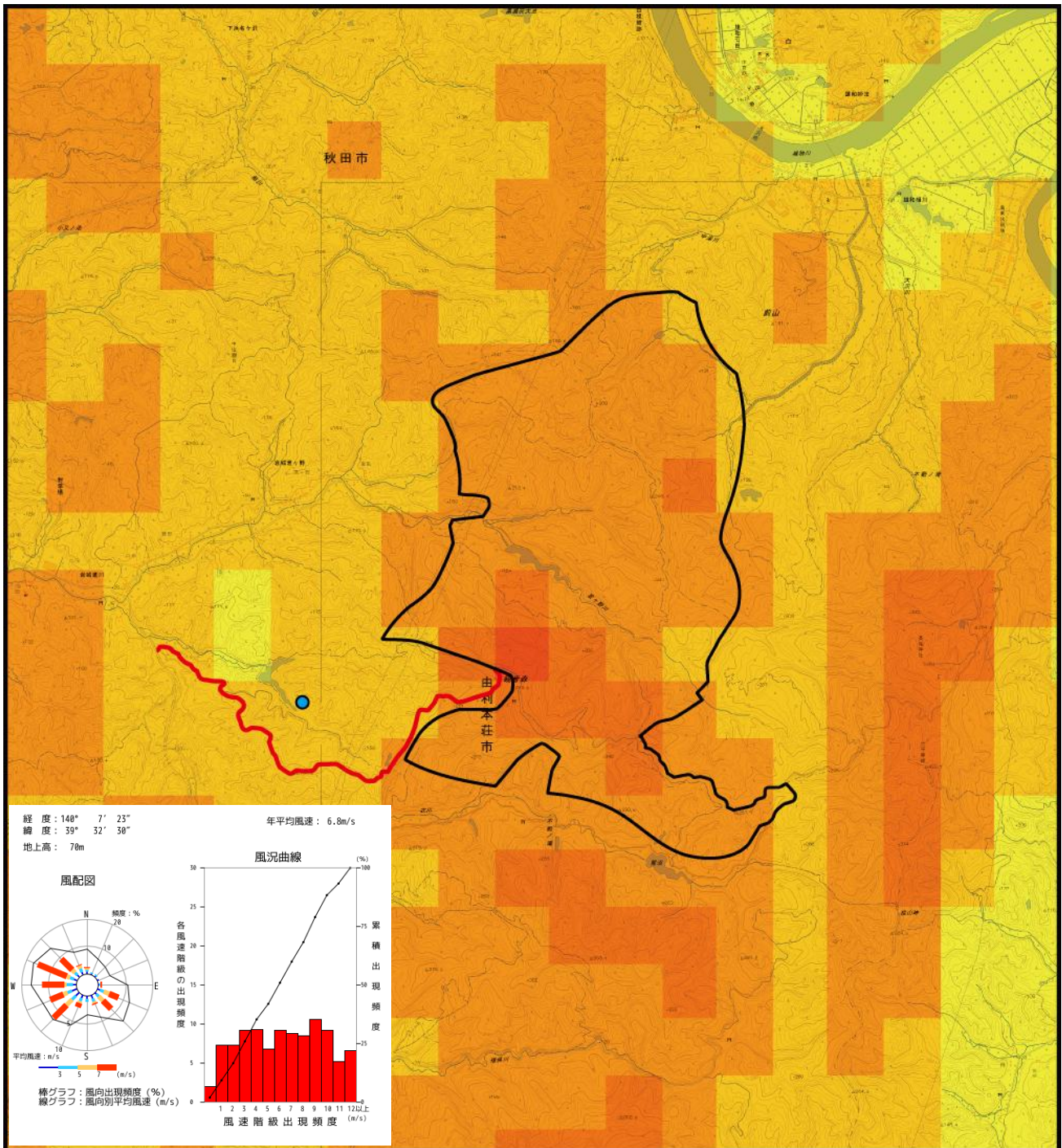
注：図郭が検討対象エリアである。

〔「自然環境調査 Web-GIS 植生調査(1/2.5万) 第6・7回(調査年：平成27年、平成28年)」(環境省HP、閲覧：令和8年2月)より作成〕

図 2.2-7(2) 環境保全上留意が必要な場所
(植生自然度 10 及び植生自然度 9)

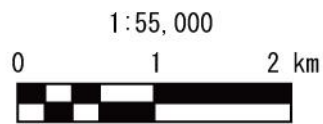
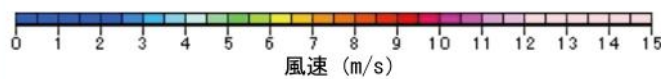


図 2.2-8 他事業の状況



凡 例

- 事業実施想定区域
- 事業実施想定区域 (道路拡幅範囲)
- 風配図の座標位置



注：1. 図に示す情報の出典は、図 2.2-4 と同様である。
 2. 図郭が検討対象エリアである。

図 2.2-9(1) 事業実施想定区域 (図 2.2-4 との重ね合わせ)

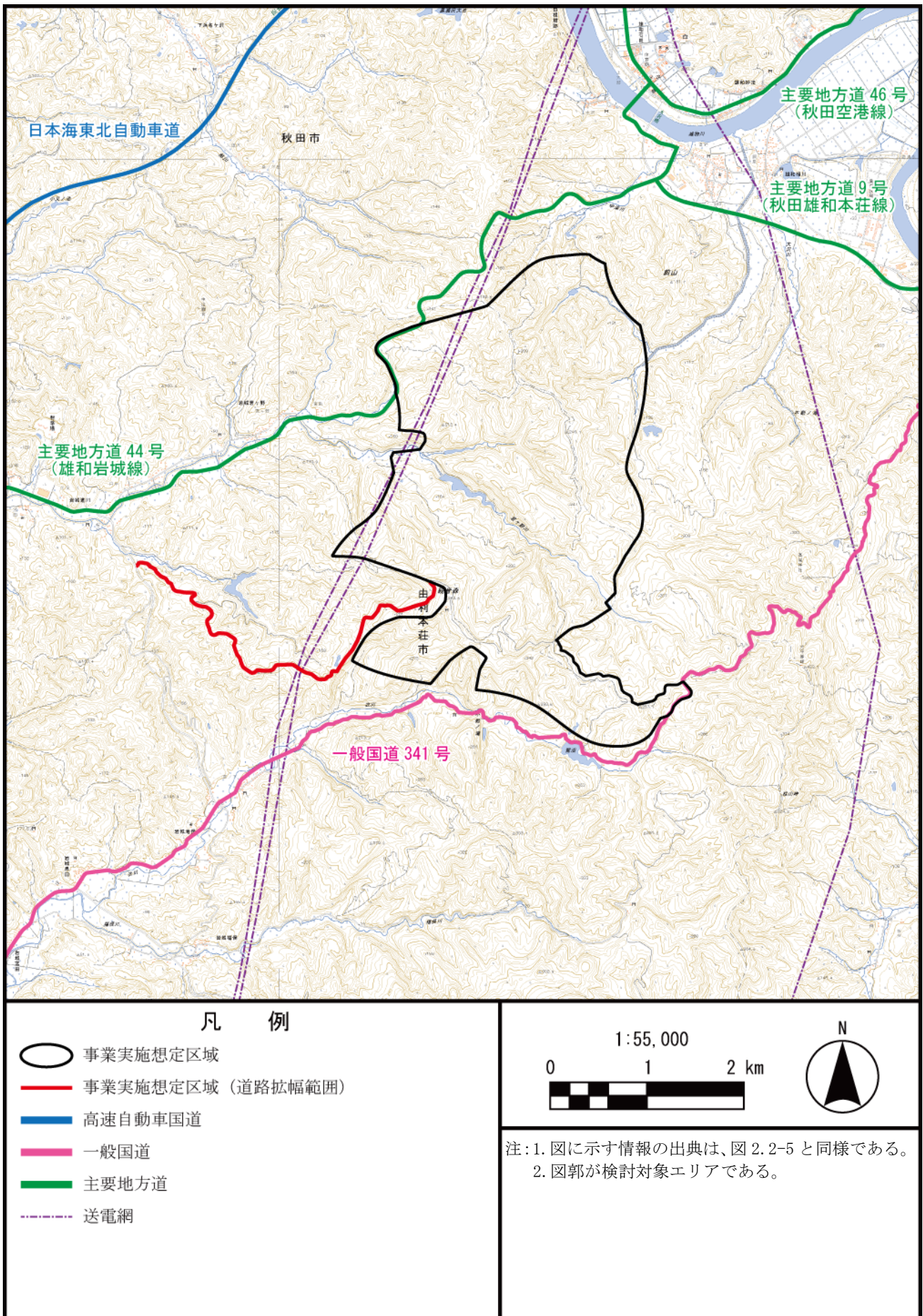


図 2.2-9(2) 事業実施想定区域 (図 2.2-5 との重ね合わせ)

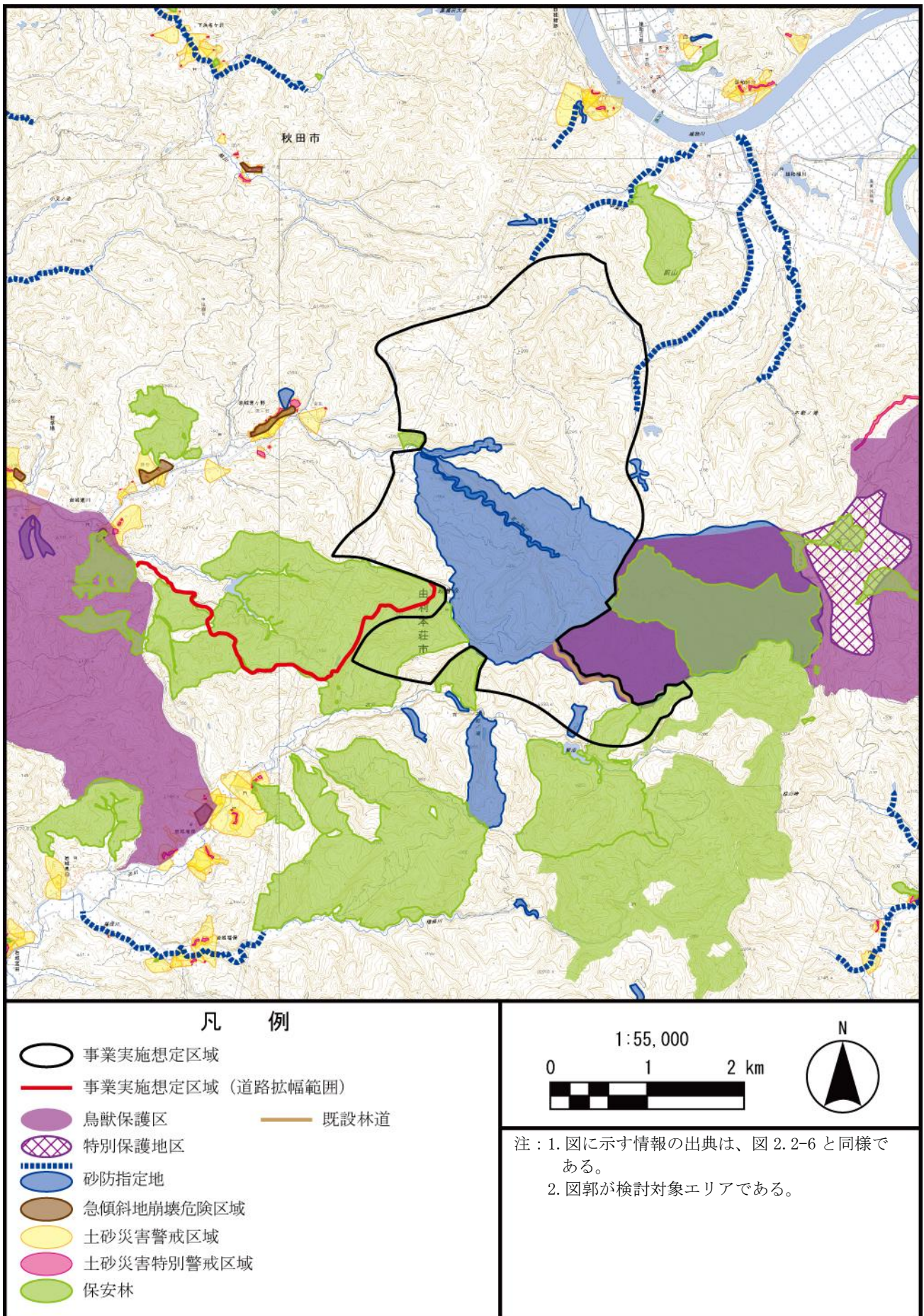
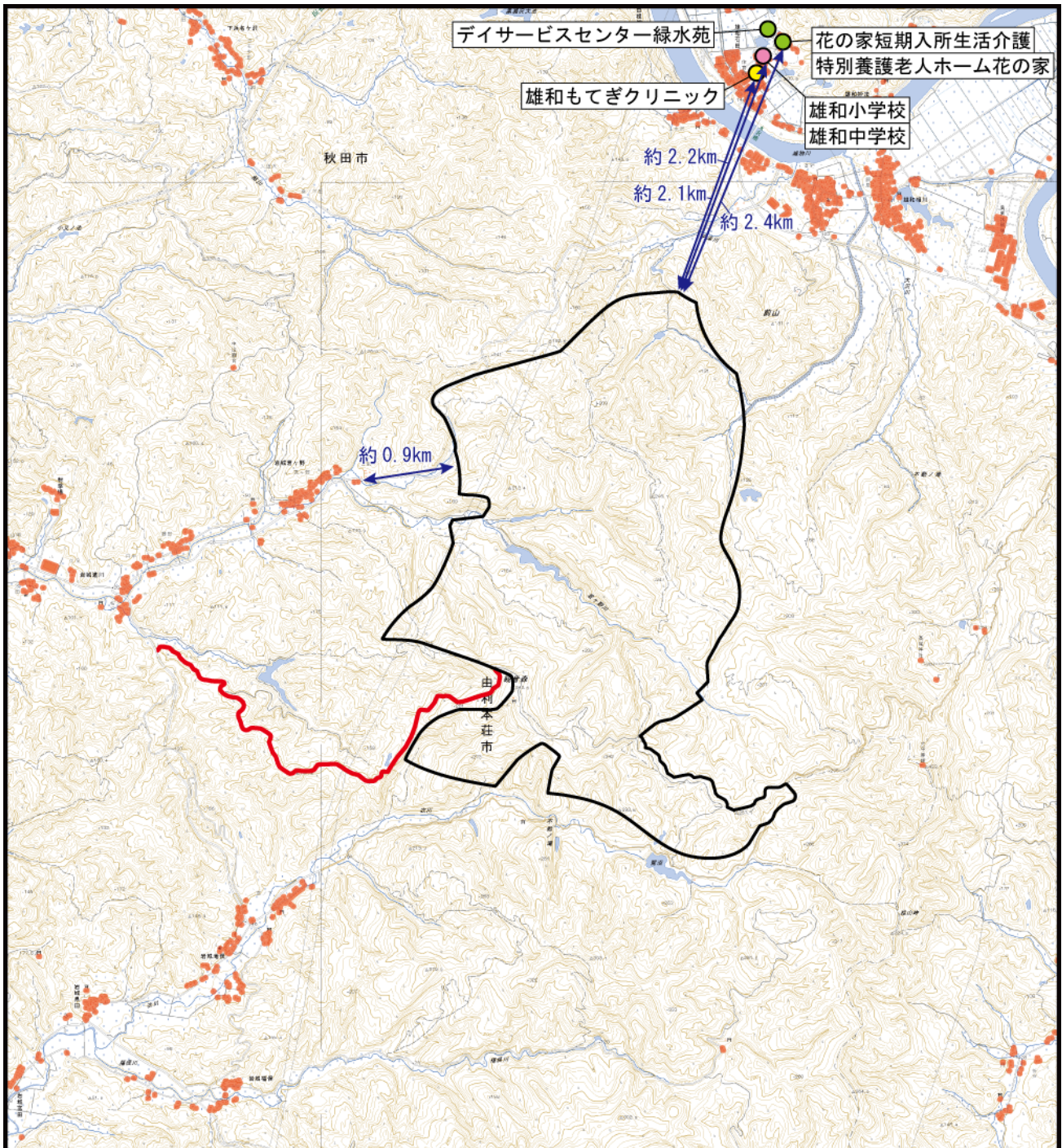








図 2.2-9(3) 事業実施想定区域 (図 2.2-6 との重ね合わせ)



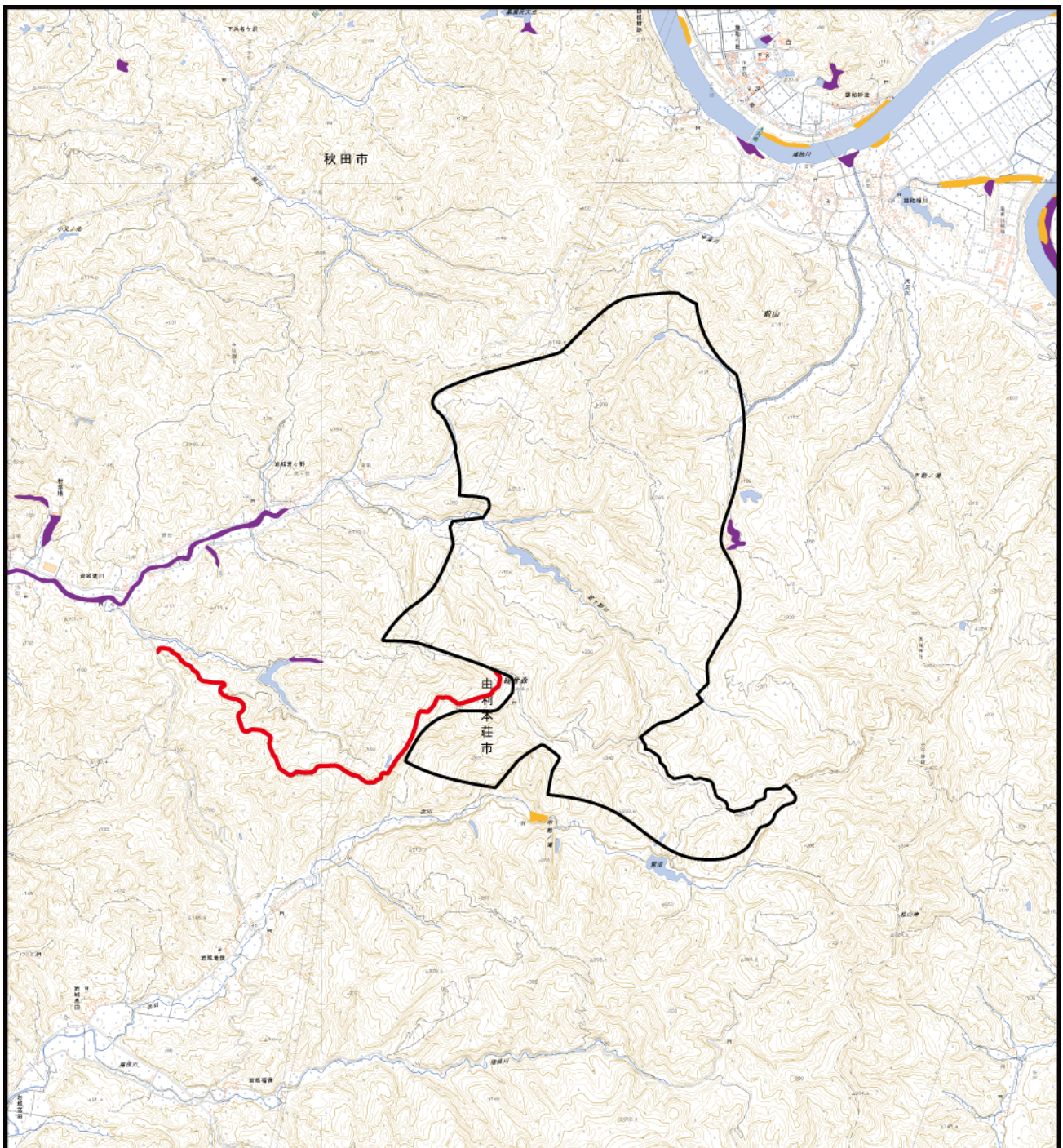
凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (道路拡幅範囲)
-  学校
-  医療機関
-  福祉施設
-  住宅等





注：1. 図に示す情報の出典は、図 2.2-7(1)と同様である。
 2. 図郭が検討対象エリアである。



図 2.2-9(4) 事業実施想定区域 (図 2.2-7(1)との重ね合わせ)



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (道路拡幅範囲)

植生自然度

-  植生自然度10
-  植生自然度9

1:55,000







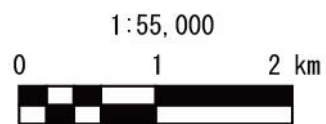
注：1. 図に示す情報の出典は、図 2.2-7(2)と同様である。
 2. 図郭が検討対象エリアである。

図 2.2-9(5) 事業実施想定区域 (図 2.2-7(2)との重ね合わせ)



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (道路拡幅範囲)
-  (仮称) 秋田由利本荘ウィンドファーム事業
-  (仮称) 由利本荘岩城風力発電事業



注：1. 図に示す情報の出典は、図 2.2-8 と同様である。
 2. 図郭が検討対象エリアである。

図 2.2-9(6) 事業実施想定区域 (図 2.2-8 との重ね合わせ)

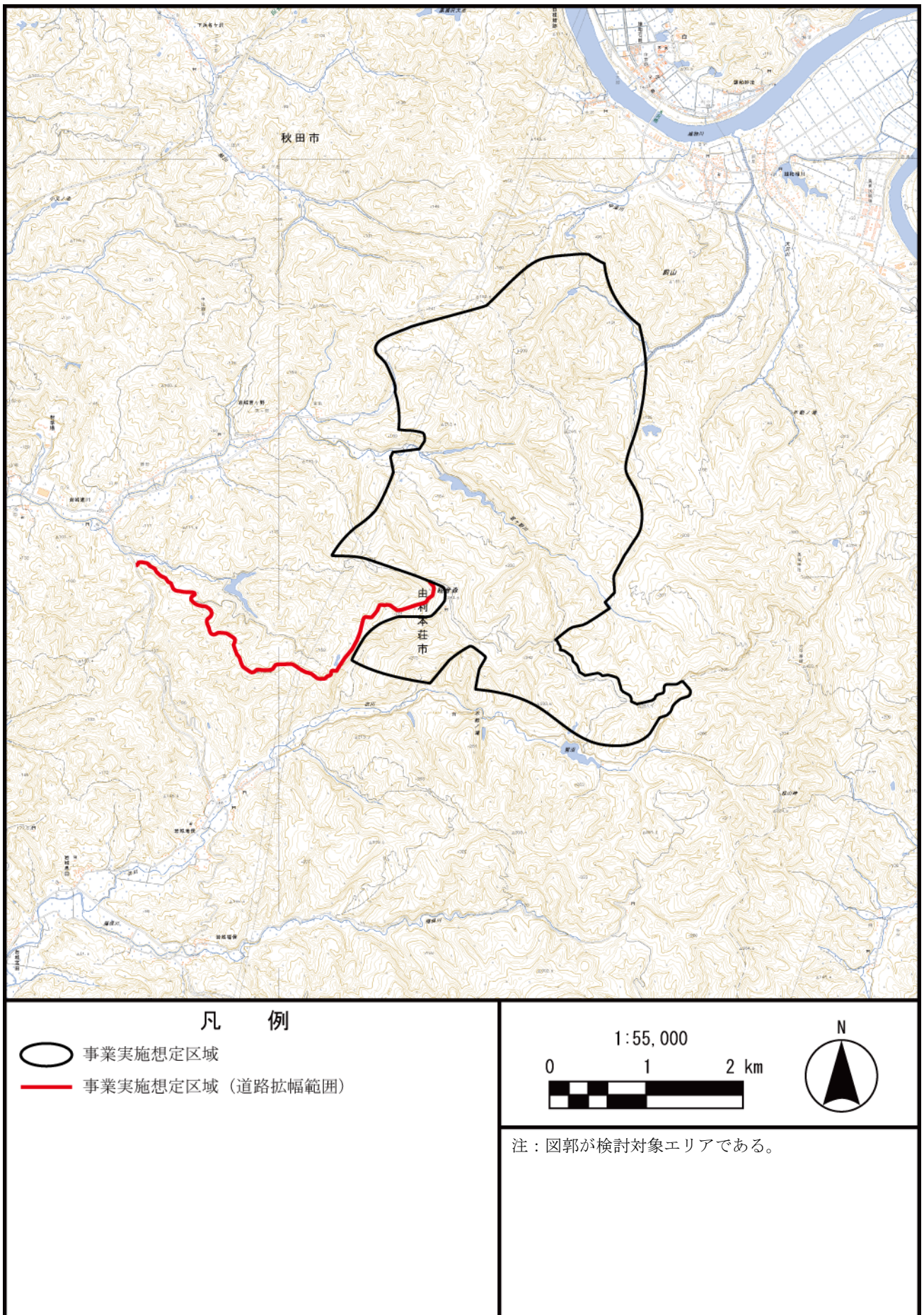


図 2.2-9(7) 事業実施想定区域 (最終案)

4. 複数案の設定について

(1) 複数案の設定について

事業実施想定区域は現時点で風力発電機を配置する可能性のある範囲及び改変する可能性のある範囲を包含するよう広めに設定しており、方法書以降の手続きにおいても環境影響の回避又は低減を考慮して事業実施想定区域の絞り込みを行う。

上記のとおり、方法書以降の手続きにおいて事業実施想定区域を絞り込む予定であり、このような検討の進め方は「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成 25 年）において、「位置・規模の複数案からの絞り込みの過程」であり、「区域を広めに設定する」タイプの「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができるとされている。

現段階では、発電所の出力を 138,600kW、136,500kW 及び 136,000kW の 3 通りの出力で検討しており、形状に関しては、普及率が高く発電効率が最も良いとされる 3 枚翼のプロペラ型風力発電機を想定している。ただし、詳細な風況や工事計画については検討中であり、現地調査等を踏まえて具体的な風力発電機の配置や構造を検討するため、現段階における「配置・構造に関する複数案」の設定は本配慮書では行わない。

(2) ゼロ・オプションの設定について

事業主体が民間事業者であること、風力発電事業の実施を前提としていることから、ゼロ・オプションに関する検討は現実的でないため、本配慮書ではゼロ・オプションを設定しない。

2.2.5 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項

1. 風力発電機

本計画段階で設置を想定する風力発電機の概要は表 2.2-1 のとおりであり、風力発電機の概略図は図 2.2-10 のとおりである。また、風力発電機の基礎構造については、直接基礎又は杭基礎で検討している。

本事業は工事実施前に経済産業省産業保安監督部に工事計画の届出を行い、「電気事業法」(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく審査を受けることによって、安全確保に努めることとする。また、運転開始にあわせ、電気主任技術者含む保守員・メーカー技術者が常駐し、点検保守・維持管理の体制を構築することで、稼働中の安全確保に努める。

表 2.2-1 風力発電機の概要 (予定)

項目	諸元		
定格出力 (定格運転時の出力)	4,200kW	6,500kW	8,000kW
ブレード枚数	3枚	3枚	3枚
ローター直径 (ブレードの回転直径)	136m	171m	182m
ハブ高さ (ブレードの中心の高さ)	114m	110m	115m
最大高さ (ブレード回転域の最大高さ)	182m	195.5m	206m

注1：表中の仕様は、風車メーカーにおける仕様変更及び工事計画等の状況により、上記以外の数値となる可能性がある。

注2：ハブ高さは個別のカスタムメイド品が多いため、現時点での想定である。

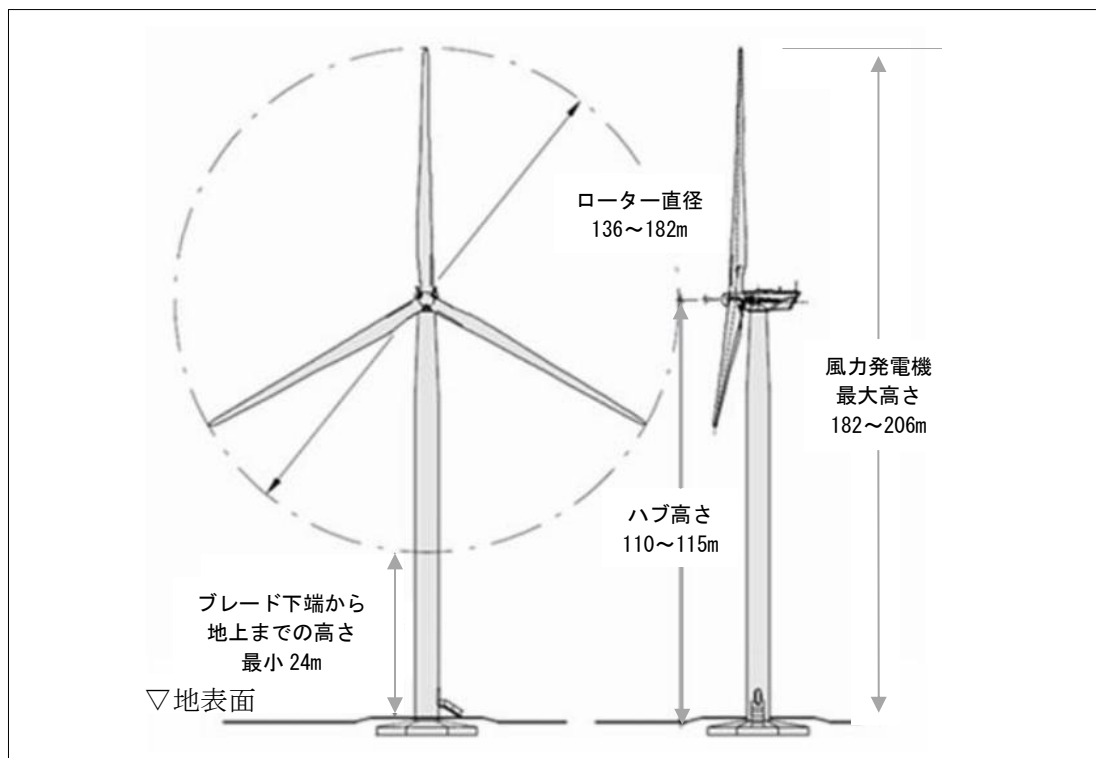


図 2.2-10 風力発電機の概略図 (予定)

2. 変電施設

変電施設の設置場所については現在検討中である。

3. 送電線

送電ルート及びその敷設方法については現在検討中である。

4. 系統連系地点

系統連系地点の位置等については現在検討中である。

2.2.6 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

1. 発電機の配置計画

本事業により設置する風力発電機の配置計画は現在検討中であるが、道路拡幅範囲を除いた事業実施想定区域で検討する。

本計画段階における、単機出力、風力発電機の基数及び総発電出力の想定は表 2.2-2 のとおりである。

表 2.2-2 単機出力、風力発電機の基数及び総発電出力

項 目	諸 元		
	単機出力	4,200kW	6,500kW
基数	33 基	21 基	17 基
総発電出力	138,600kW	136,500kW	136,000kW

2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要

1. 工事計画の概要

(1) 工事内容

風力発電事業における主な工事の内容を以下に示す。

- ・ 造成・基礎工事等：管理道路整備、ヤード造成、基礎工事等
- ・ 据付工事：風力発電機据付工事（輸送含む。）
- ・ 電気工事：送電線工事、配電線工事、変電所工事、電気工事

(2) 工事期間の概要

工事期間は以下を予定する。なお、冬季（11月から3月を想定）は休工とする予定である。

- 工事期間 : 着工後 1～32 か月（最長）
試験運転期間 : 着工後 29～32 か月（最長）
営業運転開始 : 着工後 33 か月目（予定）

(3) 工事工程の概要

主要な工事工程の概要は表 2.2-3 のとおりである。着工時期は未定である。

表 2.2-3 主要な工事工程の概要

項 目	期間及び工程（予定）
1. 造成・基礎工事等	着工後 1～32 か月
管理道路整備	
ヤード造成	
基礎工事等	
2. 据付工事	着工後 13～29 か月
風力発電機据付工事（輸送含む。）	
3. 電気工事	着工後 1～32 か月
送電線工事	
配電線工事	
変電所工事	
電気工事	

注：上記の工事工程は現時点の想定であり、今後変更する可能性がある。また、冬季（11月から3月を想定）は休工とする予定である。

(4) 輸送計画

本計画段階では、図 2.2-11 のとおり秋田港から一般国道 7 号、一般国道 13 号、主要地方道 9 号（秋田雄和本荘線）、主要地方道 44 号（雄和岩城線）、主要地方道 65 号（寺内新屋雄和線）などの事業実施想定区域に至る既存道路を利用し、風力発電機を輸送する計画である。なお、今後の検討結果によっては、輸送計画を変更する可能性がある。

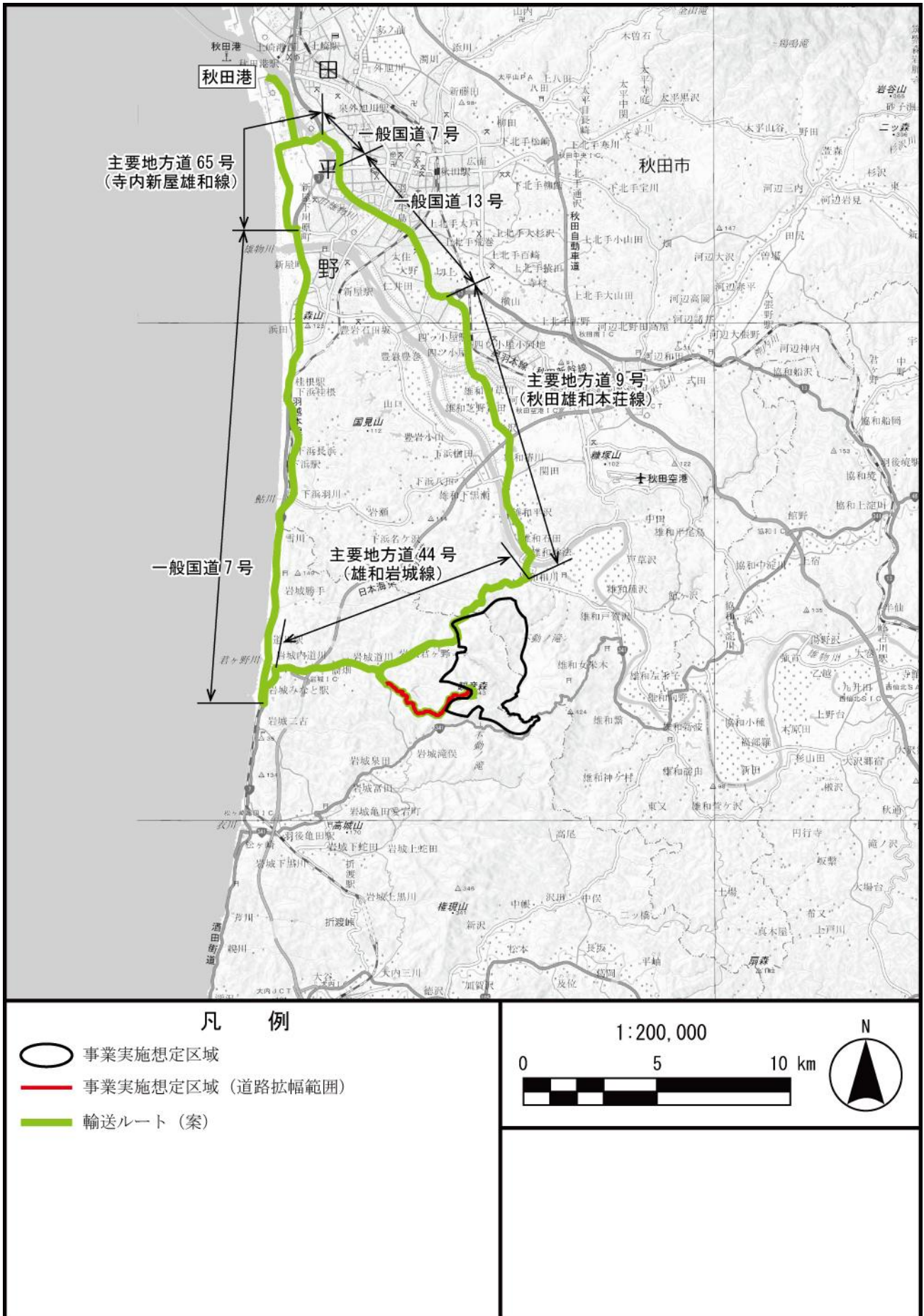


図 2.2-11 風力発電機の輸送ルート(案)

2.2.8 その他の事項

1. 事業実施想定区域及びその周囲における他事業

事業実施想定区域及びその周囲における他事業（既設及び計画中）は、表 2.2-4 及び図 2.2-12 のとおりである。

表 2.2-4(1) 事業実施想定区域及びその周囲における他事業（既設）

事業名	事業者名	発電所出力	備考
秋田南バイパス風力発電設備	東北地方整備局秋田工事事務所	750kW (750kW×1基)	稼働中 運転開始：2003年3月
新屋浜風力発電所	さくら風力株式会社	1,820kW (1,820kW×1基)	稼働中 運転開始：2009年11月
秋田国見山第一風力発電所	くろしお風力発電株式会社	9,950kW (1,990kW×5基)	稼働中 運転開始：2013年12月
本荘港風力発電所	羽後風力発電株式会社	1,990kW (1,990kW×1基)	稼働中 運転開始：2013年12月
雄物川風力発電所	株式会社雄物川風力	1,990kW (1,990kW×1基)	稼働中 運転開始：2015年3月
秋田国見山第二風力発電所	秋田国見山風力発電株式会社	7,480kW (1,870kW×4基)	稼働中 運転開始：2015年3月
秋田天稗野風力発電所	日立ウィンドパワー株式会社	1,990kW (1,990kW×1基)	稼働中 運転開始：2015年9月
秋田下浜風力発電所	羽後風力発電所株式会社	7,480kW (1,870kW×4基)	稼働中 運転開始：2015年10月
第2雄物川風力発電所	株式会社雄物川風力	1,990kW (1,990kW×1基)	稼働中 運転開始：2016年2月
秋田県新屋風力発電所	株式会社秋田ウィンドパワー研究所	1,990kW (1,990kW×1基)	稼働中 運転開始：2016年2月
コープ東北羽川風力発電所	コープ東北グリーンエネルギー株式会社	7,485kW (2,495kW×3基)	稼働中 運転開始：2016年11月
JR秋田下浜風力発電所	東日本旅客鉄道株式会社	1,99kW (1,99kW×1基)	稼働中 運転開始：2016年12月
由利本荘海岸風力発電所	由利本荘風力発電株式会社	16.1kW (2.3kW×7基)	稼働中 運転開始：2017年1月
岩城勝手風力発電所	株式会社いわき風力	1,998kW (1,998kW×1基)	稼働中 運転開始：2017年3月
松ヶ崎風力発電所	株式会社いわき風力	1,998kW (1,998kW×1基)	稼働中 運転開始：2018年3月
由利本荘第一風力発電所	株式会社由利本荘ウィンドパワー	1,990kW (1,990kW×1基)	稼働中 運転開始：2019年10月
由利本荘第二風力発電所	株式会社由利本荘ウィンドパワー	1,990kW (1,990kW×1基)	稼働中 運転開始：2019年10月
由利本荘第三風力発電所	株式会社由利本荘ウィンドパワー	1,990kW (1,990kW×1基)	稼働中 運転開始：2019年10月
浜三川風力発電所	株式会社ヤマガタ	1,990kW (1,990kW×1基)	稼働中 運転開始：2019年11月
秋田新屋ウィンドファーム	株式会社秋田ウィンドパワー研究所	6,800kW (3,600kW×2基)	稼働中 運転開始：2023年3月

表 2.2-4(2) 事業実施想定区域及びその周囲における他事業（計画中）

事業名	事業者名	発電所出力	備考
（仮称）秋田由利本荘ウィンドファーム事業	コスモエコパワー株式会社	最大 100,000kW （4,000kW～5,000kW×20～25基）	環境影響評価手続き段階： 配慮書手続き終了
（仮称）秋田市沖洋上風力発電事業	コスモエコパワー株式会社	最大 525,000kW （15,000kW～20,000kW×27～35基）	環境影響評価手続き段階： 配慮書手続き終了
（仮称）由利本荘岩城風力発電事業	株式会社レノバ	最大 105,600kW （4,000kW～6,600kW×16基、4,000kW×24基等の可能性もある。）	環境影響評価手続き段階： 方法書手続き中
（仮称）秋田県由利本荘市沖における洋上風力発電事業	秋田由利本荘オフショアウィンド合同会社	最大 910,000kW （12,600～14,000kW×65基）	環境影響評価手続き段階： 方法書手続き終了
（仮称）笹森山風力発電事業	株式会社ユーラスエナジーホールディングス	最大 50,000kW （2,000～4,000kW 級×20基程度）	環境影響評価手続き段階： 方法書手続き終了
由利大内ウィンドファーム風力発電事業	JR東日本エネルギー開発株式会社	最大 42,000kW （4,000kW×11基）	環境影響評価手続き段階： 評価書手続き終了

「環境アセスメントデータベース」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）
「環境影響評価情報支援ネットワーク」（環境省 HP、閲覧：令和 8 年 2 月）
「秋田県内の再生可能エネルギーを利用した発電の導入状況」（秋田県 HP、
閲覧：令和 8 年 4 月）
より作成

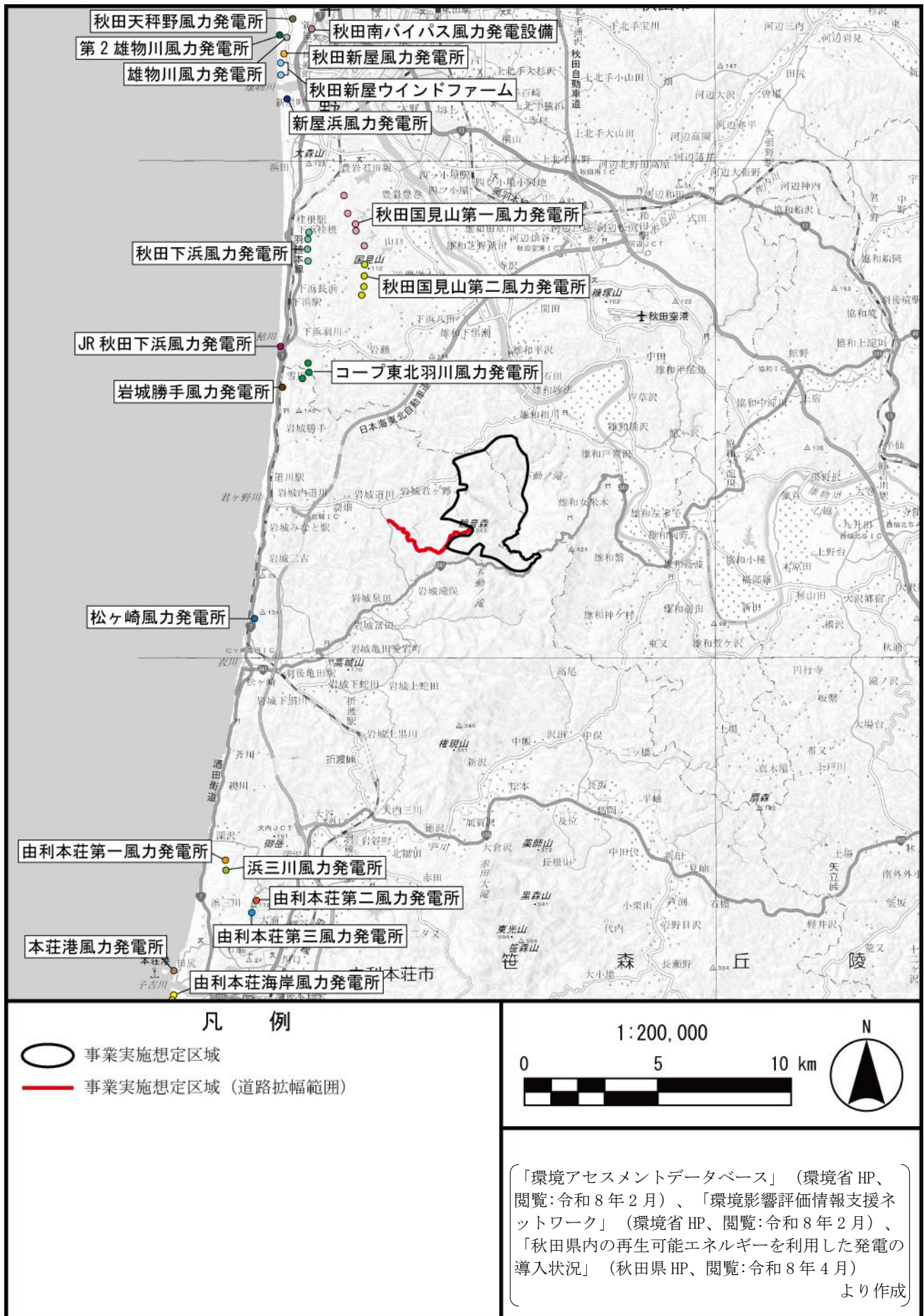


図 2.2-12(1) 事業実施想定区域及びその周囲における他事業(既設)

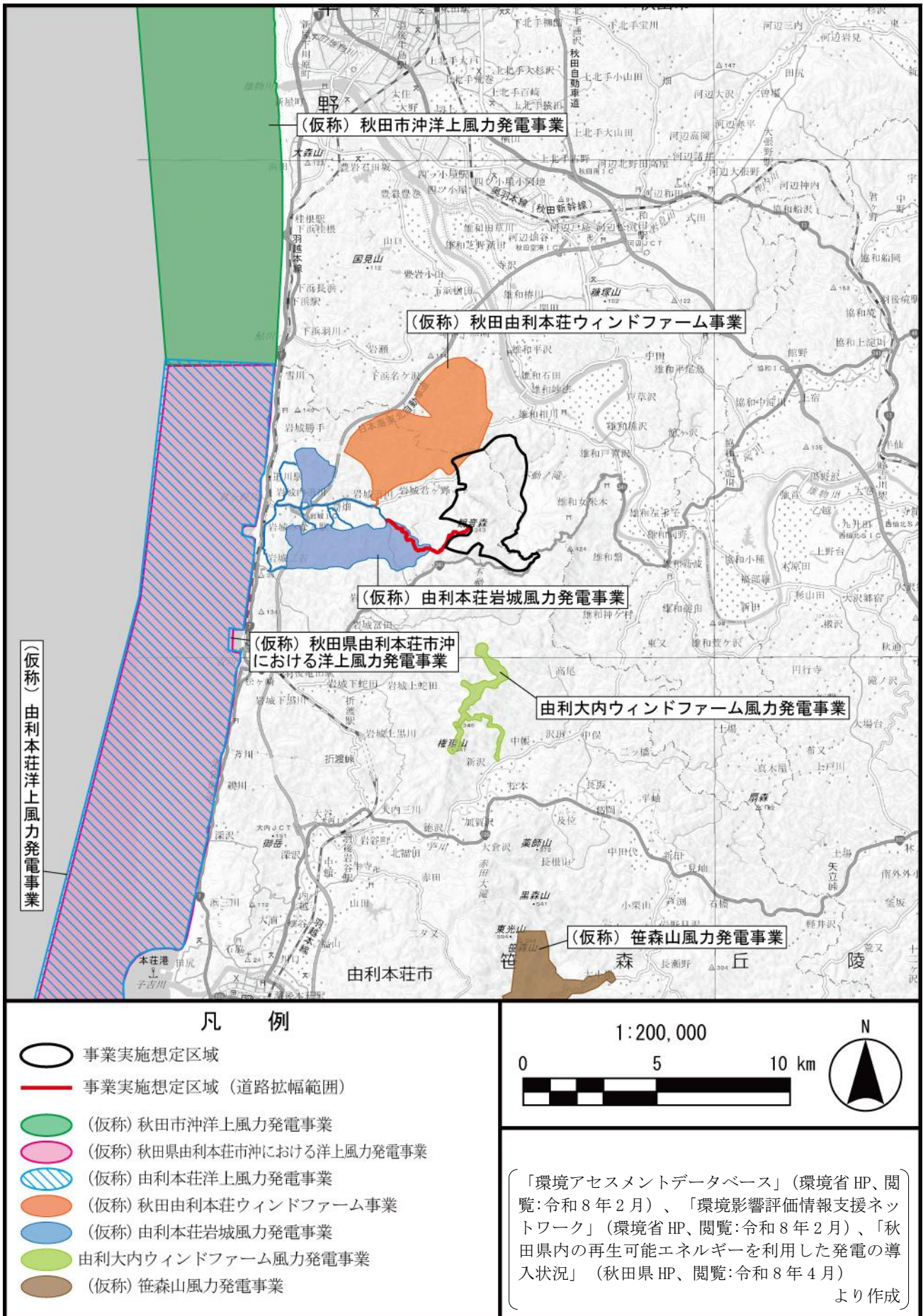


図 2.2-12(2) 事業実施想定区域及びその周囲における他事業（計画中）